

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2023年 第8回 春日部市農業委員会総会				
開催日時		令和5年8月23日(水)				
		開 会	午前10時00分			
		閉 会	午前10時54分			
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室				
議長氏名		会長 齋藤 千松				
出席者	農業委員	(出席人数 : 15人)				
		2	小川 利雄	11	上原 美子	
		3	市川 大倫	12	水口 健二	
		4	新井 久義	14	大塚 房男	
		5	萩原 勝	15	飯島 優子	
		6	池上 茂	17	伊藤 弘子	
		7	川鍋 浩之	18	栗原 健次	
		8	岡本 勉	19	齋藤 千松	
		9	横井 貞夫			
			(欠席人数 : 2人)			
			1	鈴木 宏	13	山崎 勇喜
	事務局	(出席人数 : 5人)				
		農業委員会事務局長 新井 義宣		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 渡部 大輔				
農地振興担当主事 加藤 祐一						
議事参与	(出席人数 : 2人)					
	都市整備部参事兼開発調整課長 関 祐作		農業振興課長 舟田 由彦			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会) : 公開 日程2 農地法第5条(知事) : 公開 日程3 租税特別措置法適格者証明 : 公開 日程4 生産緑地の取得斡旋について : 公開				

	<p>日程 5 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について ：公開</p> <p>日程 6 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について：公開</p>	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	6	池上 茂
	7	川鍋 浩之
	8	岡本 勉

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>ただ今から2023年第8回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員15名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課、関祐作参事と環境経済部農業振興課、舟田由彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午前9時15分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について（意見照会） (2) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (3) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼） (4) 農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況について (5) 視察研修について <p>以上、5項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会） 1議案3件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第5条（知事） 1議案4件</p> <p>日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明 1議案1件</p> <p>日程4 議案第4号、生産緑地法従事者証明 1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について</p> <p>日程6 議案第6号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について</p> <p>合計6議案となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号6番池上茂委員、7番川鍋浩之委員、8番岡本勉委員を指名いたします。</p>

議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
議長	<p>それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号27番から29番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が3件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに、申請番号27番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではブドウ、トマト、イチジクの作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号28番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は譲渡人では利用が難しい本申請農地について、現在、既に賃借権を設定して耕作を行っている譲受人へ贈与するためです。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは、引き続き、たい肥の作成や、ほうれん草の作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号29番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は春日部市からの払下げです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここは公道から農地に入る通作路として使用予定です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長	異議なしと認め、はじめに申請番号27番について担当地区の石川正推進委員より意見を求めます。
委員	申請番号24番について報告いたします。令和5年8月9日に、小川農業委員、川鍋農業委員、小川推進委員、及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号28番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意見を求めます。
事務局	担当地区の石井推進委員に代わり、申請番号29番について報告いたします。令和5年8月10日に、水口農業委員、池上農業委員、横川推進委員、石井推進委員の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします、との報告がありました。
議長	次に、申請番号29番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意見を求めます。
事務局	担当地区の野村推進委員に代わり、申請番号29番について報告いたします。令和5年8月15日に、大塚農業委員、新井農業委員、田口推進委員、野村推進委員の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします、との報告がありました。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号18番栗原健次委員より申請番号27番から29番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号27番から29番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、

と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号27番、28番、29番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号27番、28番、29番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。

議長

次に日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号62番から65番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書2頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について許可申請が4件ありましたので審議を求めます。

はじめに申請番号62番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は社会福祉法人で、転用計画は特別養護老人ホームの設置です。以前から、さいたま市岩槻区で特別養護老人ホームを営んでいましたが、隣接する非農地362.76㎡を合わせて、春日部市において新たに100床の特別養護老人ホームを設置する計画です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内貯留施設に貯留後、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、それぞれ既設道路側溝に放流する計画です。ただし、排水管や給水管は隣接農地に埋設する計画ですが、そのための「農地の一時転用」の申請がありません。排水の放流計画については区長の排水放流承諾書が添付されています。資金計画については県補助金、自己資金及び金融機関からの融資で対応する計画です。しかし、計画にかかる工事見積書の日付が1年以上前のものであることから現在、代理人に確認を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区

分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に申請番号63番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。この案件は本年6月総会にて、農地法第5条申請番号48番として審議しましたが、県の審議の段階で一旦取下げされ、新たに共有名義の自己用住宅として申請があったものです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。接続道路は北側の道路に接続しています。隣接する農地がないため被害防除措置はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。しかし、新築計画にかかる見積書の日付が半年以上前のものであることから代理人に確認を求めた結果、事前審査後の8月21日に最新の見積書が提出されました。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号64番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は駐車場設置に伴う敷地拡張です。車でのお客様が多いものの、自宅敷地内に駐車スペースが限られているため、自宅の裏に2台分の駐車場を設置する計画です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。接続道路ですが、申請地は未接道地であるため、北側にある宅地部分から進入する計画です。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷のため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されていますが、発行日付が3か月以上前のため、現在代理人に確認を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴う可能性があるため、現在、代理人へ開発調整課との調整状況を確認しているところです。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号65番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅の建築です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明

書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は公共下水道に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、事前審査回答書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号64番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意見を求めます。

事務局

申請番号64番について担当地区推進委員に代わり報告いたします。令和5年8月10日に、水口農業委員、池上農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、議席番号17番伊藤弘子委員より申請番号62番から65番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号62番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。現地調査の結果、申請農地については、問題はなく周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。しかし、事務局から説明のあったとおり、排水管や給水管は、隣接農地に埋設する計画ですが、そのための「農地の一時転用」の申請がありません。また、計画にかかる工事見積書の日付が1年以上前のものであるため、現在の資金計画についての確認がとれません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、本案件と、本案件に係る排水管や給水管の案件を、併せて審査をすること、現在の資金計画について精査をすること、を条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号63番について事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地については、問題はなく周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。しかし、事務局から説明のあったとおり、事前審査時には、計画にかかる工事見積書の日付が半年以上前のものであったため、現在の資金計画についての確認がとれませんでした。その後、事務局より、8月21日に最新の見積書が提出された、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号64番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地について、盛土がされ、鉄板が敷かれている農地があると報告がありました。事前審査における現地調査の結果でも、担当地区推進委員の報告のとおり状況であることが確認されました。また、事務局から説明のあったとおり、該当する土地改良区発行の意見書が添付されていないこと、金融機関からの残高証明書も日付が古く、現在の資金計画の確認が取れません。以上のことから、事前審査委員5人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号65番について、事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地については、問題はありませんでした。また、申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号64番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に、申請番号62番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号64番、次に、申請番号62番、その次に、申請番号63番、65番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号64番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号64番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号62番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条（知事）申請番号62番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。62番については、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号63番、65番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>（全員起立）</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条（知事）申請番号63番、65番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号11番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書4頁をご覧ください。議案第3号、租税特別措置法適格者証明について申請が1件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>議案書4頁、申請番号11番、詳細は議案書のとおり。案内図は15頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号11番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意見を求めます。</p>
事務局	<p>担当地区の石井推進委員に代わり、申請番号11番について報告いたします。令和5年8月10日に、水口農業委員、池上農業委員、横川推進委員、石井推進委員の4名で申請地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正</p>

かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします、との報告がありました。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号11番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号11番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号11番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号11番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に日程4、議案第4号、生産緑地法従事者証明について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の5頁をご覧ください。議案第4号、生産緑地法従事者証明について証明願が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願につきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき、農業の主たる従事者としての要件を満たしていることを証明するものです。

	<p>議案書5頁、申請番号5番、特定生産緑地第53号地区及び第54号地区の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は16頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和5年7月12日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に、申請番号5番について担当地区推進委員に代わり、事務局より意見を求めます。</p>
事務局	<p>担当地区の野村推進委員に代わり、申請番号29番について報告いたします。令和5年8月15日に、大塚農業委員、新井農業委員、田口推進委員、野村推進委員の4名で申請地の現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします、との報告がありました。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号5番の事前審査の報告を求めます。</p>
議長	<p>申請番号5番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決しました。</p> <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号5番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号、生産緑地法従事者証明について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に、日程5、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農</p>

業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について」議案書6頁をご覧ください。これは、春日部市が作成している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、農業経営基盤強化促進法の一部改正及び「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に伴い、春日部市長から、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、意見照会があったため、審議を求めるものです。7月25日に農業委員に説明し、8月10日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。また、本日、総会資料とは別に配布いたしました「議案第5号 参考資料」をご覧ください。委員の皆さまに意見の聴取を行うとともに、県農林振興センターとの事前審査の結果、指摘を受けて修正となった箇所がございましたので、説明いたします。

初めに、議案書19頁ですが営農類型のうち、しいたけの経営規模を修正しております。なお、変更箇所は二重下線でお示ししております。

次に、議案書20頁ですが、第4の1「農業を担う者の確保及び育成の考え方」の最後の文言、同じ第4の3「関係機関との連携・役割分担の考え方」の1行目最後の文言を修正しております。次に、議案書24頁ですが、(6)特定農業法人を定める農用地利用規程の認定の②のエの文言を修正しております。最後に、議案書26頁ですが6の(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組の、エの3行目の文言、(2)関係機関等の役割分担の1行目の文言を修正しております。以上の内容を踏まえた上で、議案書7頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

(事務局より別途、補足説明あり)

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質疑応答)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に日程 6、議案第 6 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書 28 頁をご覧ください。議案第 6 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見について、春日部市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。7 月 25 日に農業委員に説明し、8 月 10 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 29 頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第 6 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に、
日程 7、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)
日程 8、報告第 2 号 農地法第 4 条 (届出)
日程 9、報告第 3 号 農地法第 5 条 (届出)
日程 10、報告第 4 号 農地法第 18 条 (通知)
日程 11、報告第 5 号 違反転用事案報告
につきましては、議案書の 17 頁から 26 頁にお示しのとおりです。
以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2023年第8回総会を閉会いたします。 閉会（午前10時54分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和5年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 6 番 _____

農業委員 7 番 _____

農業委員 8 番 _____